

(仮称) 北海道こども計画素案

令和 7 年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）



目次

第1 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画のめざす姿	2
3 計画の位置付け	3
4 他計画との関連	4
5 計画の期間	4
第2 こどもを取り巻く現状	5
1 少子化の現状や要因.....	5
(1) 少子化の現状.....	5
(2) 少子化の要因.....	7
2 青少年を取り巻く環境の現状と課題.....	14
(1) 青少年を取り巻く現状.....	14
(2) 課題.....	20
3 こどもの貧困等の現状と課題.....	21
(1) こどもの貧困等の現状.....	21
(2) 課題.....	31
4 出産や子育てを巡る道民の意識とニーズ.....	32
(1) 夫婦の完結出生児数・平均理想こども数・平均予定こども数等.....	32
(2) 少子化や子育てについての道民意識.....	35
第3 これまでの計画に基づく取組と評価	38
1 取組全体の評価	38
2 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価.....	39
(1) 施策の体系（表の左列は「ライフステージ」）	40
(2) 目標設定項目の推進状況	42
(3) 各ステージの評価	45
3 第2次北海道青少年健全育成基本計画の評価.....	54

(1) 施策の体系	54
(2) 目標設定項目の推進状況	55
(3) 各基本方針の評価	58
 4 第2期北海道子どもの貧困対策推進計画の評価	65
(1) 施策の体系	65
(2) 目標設定項目の推進状況	66
(3) 各重点施策の評価	67
 第4 (仮称) 「北海道こども計画」策定の考え方	75
1 計画の基本的な対応方向	75
 2 計画の目標	75
(1) 計画の基本目標	76
(2) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている事項	76
(3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項	77
(4) その他の指標	77
 3 目標達成に向けた基本的な方針と具体的な取組	79
(1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	79
(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく	79
(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	83
(4) 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	100
(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む	131
(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する	135
 第5 計画推進のための取組と指標の設定	137
1 (仮称) 北海道こども計画の施策目標と取組	137
2 (仮称) 北海道こども計画における目標設定項目【一部調整中】	140

(1) 学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策【調整中】	140
(2) 認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業【調整中】	141
(3) その他指標	142
 3 各ライフステージの取組	147
(1) ライフステージを通して	149
(2) こどもの誕生前から幼児期まで	149
(3) 学童期・思春期	149
(4) 青年期	150
 第6 計画の推進	150
1 計画の推進体制	150
2 計画の点検評価	151
 第7 別表	152
 第8 資料	153
1 用語の解説	153
2 各種データ	154
3 こども基本法	159
4 (仮称) 北海道こども基本条例	159
5 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	159
6 北海道青少年健全育成条例	159

第1 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

北海道では、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、本道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指して、平成16年（2004年）10月、全国に先駆けて「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「少子化対策条例」という。）を制定し、平成17年度（2005年度）に、本条例に基づき、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（以下「少子化対策計画」という。）を策定しました。以降、令和6年度（2024年度）まで4期20年にわたり、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

また、平成20年度（2008年度）には、「北海道青少年健全育成条例」（以下「青少年条例」という。）に基づき、「北海道青少年健全育成基本計画」（以下「青少年計画」という。）を策定し、2期16年にわたり、青少年が心身ともに健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んできました。

さらに、平成27年度（2015年度）には、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、「北海道子どもの貧困対策推進計画」（以下「貧困対策計画」という。）を策定し、2期10年にわたり、本道の全ての子どもが、置かれている環境等にかかわらず、夢と希望を持って成長できる地域社会の実現に向けて取り組んできました。

こうした中、国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない現状や、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもを取り巻く深刻な状況等を背景に、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めていくことが急務であるとして、令和5年（2023年）4月に子ども家庭庁を発足させ、子どもの権利保障等を基本理念とする子ども基本法を施行し、同年12月には、少子化のトレンドを反転させるための「加速化プラン」を含む「子ども未来戦略」や、今後5年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「子ども大綱」が閣議決定されました。

また、道においても、子ども基本法を踏まえ、子どもの意見表明や社会参加の促進等を規定する「（仮称）北海道子ども基本条例」の策定に向けた議論を進めています。

こうした国の動きや道の新たな施策、コロナ禍を経た道内のことども・子育て世帯の現状、これまでの計画の取組状況の評価等を踏まえ、道では、今後5年間の総合的な子ども施策や目標などを定める（仮称）「北海道子ども計画」を策定することとします。

なお、本計画では、関係する施策に横串を通すことで、より効果的・効率的な実施につながるよう、上記三つの計画を束ねて一つの計画とします。